

令和7年度「倉敷思い出作りの旅」修学旅行助成金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、令和7年度中に小学校・中学校・高等学校・専門学校・支援学校（以下「学校等」という。）の行事の一環として、倉敷市内（以下「市内」という。）の観光地を訪れ、市内の宿泊施設での宿泊を伴う修学旅行を実施する旅行者（以下「申請者」という。）に対し、予算の範囲内において、宿泊助成金を交付することにより、倉敷市を訪れる修学旅行の新規誘致を図ることを目的とする。

（助成対象者）

第2条 助成対象者は、旅行業法（昭和27年法律239号）第3条の規定により登録を受けている申請者とする。

第3条 助成金の対象は、学校等の行事の一環として、市内宿泊施設での宿泊を伴う修学旅行を実施するものとする。

（助成対象事業）

第4条 助成金の交付対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、令和8年3月15日（日）までに完了する修学旅行であって、次に掲げる要件を満たすものとする。

- （1）倉敷市修学旅行誘致委員会（以下「誘致委員会」という。）の会員宿泊施設に1泊以上宿泊することとする。
- （2）過去4ヵ年度中、「倉敷思い出作りの旅」修学旅行助成金の交付対象となっていない修学旅行であることとする。

（助成金額）

第5条 助成金は、学校等の児童、生徒及び学生の宿泊者数（引率者、乗務員及び添乗員等を除く）1泊につき2,000円を乗じた額とする。2泊以上する場合は1泊ごとに助成額を追加するものとする。

（助成金の交付申請）

第6条 申請者は、修学旅行開始日又は令和8年2月28日（土）のいずれか早い日までに、所定の交付申請書に次に掲げる書類を添えて会長に提出しなければならない。

- （1）修学旅行企画書
- （2）修学旅行の実施が確認できる契約書または旅行引受書、旅行申込書等
- （3）旅行業法第12条の9第1項に規定する標識の写し
- （4）旅行行程表の写し
- （5）前各号に掲げるもののほか、誘致委員会の会長（以下「会長」という。）が必要と認める書類

2 申請書の受付は修学旅行の実施日を問わず、交付申請書の受付順とする。

（助成金の交付決定）

第7条 会長は、助成金の交付申請があったときは、これを審査し、妥当と認めた時は、所定の交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

（助成金の変更（中止）の承認申請）

第8条 助成金の交付決定を受けた申請者は、助成対象事業の内容を、交付決定額の2割を超える規模において変更しようとするとき、または中止しようとするときは、あらかじめ、所定の変更（中止）承認申請書を会長に提出し、承認を受けなければならない。

（助成金の変更（中止）決定）

第9条 会長は、前条の規定による申請に伴い、助成金の交付額が変更される場合には、所定の変更（中止）決定通知書により、申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 申請者は、助成対象事業終了後30日を経過した日、または令和8年3月19日（木）のいずれか早い日までに、所定の実績報告書に次に掲げる書類を添えて、会長に提出しなければならない。

（1）事業実績書

（2）助成対象事業に係る宿泊施設が発行する所定の宿泊証明書

（3）旅行行程表の写し

（4）前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認める書類

（助成金の額の確定）

第11条 会長は、前条の実績報告書の提出があったときは、これを審査し、適正と認める時は、助成金の額を確定し、所定の交付確定通知書により申請者に通知するものとする。

（助成金の交付）

第12条 前条の規定による通知を受けた申請者は、速やかに所定の交付請求書により会長に助成金の交付を請求し、会長は、これに基づき助成金を交付するものとする。

（助成金の返還）

第13条 会長は、助成金の交付を受けた申請者がこの要綱に定める事項に違反した場合、または申請書等に虚偽の記載等不正な行為をした場合には、助成金の一部、又は全部を返還させることができる。

（帳簿等の保存年限）

第14条 補助事業者は、補助金に係る帳簿及び証拠書類を当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。